

# 障がいのある人への差別をなくすために

## いまの 差別解消法

「差別解消法」は、障がいのある人への差別をなくすためにつくられました。

### ■障がいをりゆうに差別することの 禁止

### ■合理的配慮(障がいのある人の一つ一つの困りごとに合わせたくふう)の 義務

などについて書かれています。

## いまの もんだい

「差別解消法」がつくられたあとも、障がいのある人が「差別」されたり、いやなことをされたりすることは、まだたくさんあります。

そこで

## 差別解消法をこう変えよう(日本弁護士連合会のていあん)

### だれもとりのこさない!

- むかし障がいがあった人
- これから障がいが出るかもしれない病気の人
- ぐいがよいときとわるいときがある人も いまは元気でも 差別されることがある。

→ だれもとりのこされることなく  
差別されないようにしよう。

### どんなお店も会社も

### かならず合理的配慮を!

いまの差別解消法では、合理的配慮について、会社やお店などはできるだけがんばればよいだけ。

→ かならずする 義務 にしよう。

	いま	ていあん
やくしょなど	<input type="radio"/> かならず	<input type="radio"/> かならず
かいしゃ みせ 会社やお店など	<input type="triangle"/> できるだけ	<input type="radio"/> かならず

### どんな「差別」もだめ!

うちの会社では、ひとりでかよえる  
ひと 人しか はたらくません

車いすはうちの店には入れません

というように、「障がいが理由だ」とはつきり言わないで、障がいのある人だけができるないことや、障がいのある人だけがしかたなくやっていることを理由にするのも、「差別」!

→ これもだめだと はっきりさせよう。

### そだんのしくみを!

★困ったときにかんたんに相談できる

センターをつくろう。

★差別をされたときに相手と  
はなし合い をできるしくみをつくろう。